

## 県立総合教育センター施設開放事業実施要領

### 第1条（趣旨）

この要綱は、埼玉県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）を広く県民に開放し、県民のスポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた総合教育センターとするため、体育施設を地域に開放する事業（以下「施設開放事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（実施主体）

施設開放事業の実施主体は総合教育センターとする。

### 第3条（運営委員会の設置）

施設開放事業を円滑に実施するため、県立総合教育センター施設開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員は、総合教育センター所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

3 運営委員会の構成は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（1）総合教育センター職員

（2）その他所長が必要と認める者

4 運営委員会の委員長は、総合教育センター副所長（総務担当を所掌する副所長）とする。

5 運営委員会の委員長は、運営委員会の開催及び施設開放事業の実施に関する進行管理を行う。

6 運営委員会は、施設開放事業の実施計画に基づく利用の調整に関することを所掌する。

### 第4条（管理指導員）

施設開放事業を円滑に推進するため、管理指導員を配置するものとする。

2 管理指導員は、所長が委嘱する。

3 管理指導員は、所長の指示により、開放施設の管理保全及び利用者の指導に当たる。

### 第5条（利用者の範囲）

施設を利用できる者は、スポーツ活動を目的とした県内在住者又は在勤者で組織されている責任者の明確な団体とする。なお、営利を目的とした団体の利用は不許可とする。

### 第6条（団体利用の手続き）

利用する場合の手続きは次のとおりとする。

（1）利用者は、あらかじめ、登録申請書（団体）[様式第1号]を所長に提出し、登

録証〔様式第2号〕の交付を受けること。

(2) 登録証〔様式第2号〕の交付を受けた者が、施設を利用しようとするときはあらかじめ開放施設利用許可申請書〔様式第3号〕に登録証を添えて、所長に提出し、許可を受けること。なお、この手続きは原則として3か月ごとに行うものとする。

(3) (2)の手続きにより、行政財産使用の申請・許可とみなす。

#### 第7条（利用者の責務）

利用者は、この要領及び別に定める利用者心得を遵守し、事故防止及び施設設備の保全に努めなければならない。

2 利用者は、施設設備・用具等を損傷又は亡失した場合は、その損害について賠償しなければならない。ただし、所長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

3 利用中に生じた自己の責めに帰する事故に係る責任は、利用者が負うものとする。

#### 第8条（利用許可の取消し）

所長は、次に掲げる事項のいずれか一に該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用者が、この要領及び利用者心得に違反し、又は管理指導員の指示に従わないとき

(2) 利用者が、施設を許可した目的以外に使用したとき

(3) 総合教育センター事業の実施上又は施設の管理上支障が生じたとき

(4) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき

#### 第9条（利用者の負担）

使用料は免除とする。ただし、照明の利用にかかる費用は利用者がこれを負担する。納入額等については、別に定める。

#### 第10条（その他）

この要領に定めるもののほか、施設開放事業に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年5月1日から施行する。